

平成27年12月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年12月9日(水)
会 議 場 所	川里農業研修センター第3会議室
開 会 日 時	平成27年12月9日(水) 午前 8時58分
散 会 日 時	平成27年12月9日(水) 午前10時49分
委 員 長	中野 昭
委員会出席 議 員	
委 員 長	中野 昭
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	坂本 晃 矢部 一夫 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 8 9 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	原案 可決
第 9 0 号	鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 9 1 号	鴻巣市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 9 8 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

(秘書室)		(総務部)	
秘書室長	田島 史	総務部長	武井 利男
秘書課長	佐々木 紀演	総務部副部長	田口 義久
(企画部)		総務課長	榎本 智
企画部長	望月 栄	職員課長	清水 洋
企画部副部長兼財政課長	根岸 孝行	契約検査課長	笹野 一郎
企画部副部長兼危機管理課長	中島 章男	自治文化課長	町田 浩一
総合政策課長	飯塚 孝夫	自治文化課副参事	大島 幸子
情報システム課長兼社会保障		吹上支所長	田島 好夫
・税番号制度導入プロジェクト課長		川里支所長	鵜飼 能志
小林 宣也		会計管理者	野口 泰三
		会計課長	宮澤 芳之
		監査委員事務局長	
		堀 雅勝	
		書記	竹井 豊
		書記	森田 慎三

(開会 午前8時58分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

坂本晃委員と諏訪三津枝委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第89号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、議案第90号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第91号 鴻巣市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思いますが、この方法にご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは初めに、議案第89号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、執行部の説明を求めます。

(総合政策課長) それでは、議案第89号のご説明をいたします。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、一般的に言われている番号法の施行に伴って、市の同一執行機関内の個人番号の利用、通常市の中でやっている仕事、これに対する個人番号の利用と市の他の執行機関に対する特定個人情報の提供、これ教育委員会を示しています。その中で情報を提供することを条例で定めるものです。現在市で行っております業務については今後も変わらずに実施するために新たな条例を制定するということです。

条例の概要ですけれども、番号法は個人番号を利用できる事務の範囲を社会保障や税、災害対策分野の一部の事務に限定しています。特定個人

情報の提供につきましては、番号法が定める場合を除いてできないこととなっています。しかし、番号法第9条第2項及び第19条9号により、市が条例を定めることによりましてこれらの個人番号の利用や特定個人情報の提供が可能になります。法律で定めていて、条例で定めることによりまして今までどおりに番号を仕事の中で使うことができますということです。

具体的には、第4条では、市の同一執行機関内での特定個人情報の利用の範囲を規定して、別表に出ている8の事務で利用できるようにしています。事務は98事務あって、その中の40事務が市でやる事務ということになっているのですけれども、それ決められた事務以外のものの8個について、この別表で定めています。

そして、第5条では、市の他の執行機関、この場合は教育委員会が特定個人情報の提供について市長部局から情報を提供できるようにするということと定めたものです。今までやっていた情報を番号法によって規制されたものを、この条例を定めることによりまして今までどおりに個人情報を、こういう特定個人番号が使えるようにするというふうな条例でございます。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) おはようございます。それでは、議案第89号の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、ちょっと今の説明で確認をさせてもらいたいのですが、今回事務の範囲というのが市長部局で8つと教育委員会のほうで1つという形でありましたよね。先ほどの説明だと、そのほかにもあるのですか。いわゆるここに示したものが今回変わるのだという形で確認でいいのですか。

(総合政策課長) 事務は、今回の番号を使う事務というのは法律、番号法のほうで別表で98事務あるのです。その中の40事務が鴻巣市がやっていく事務です。その40事務自体は、この条例の本文の中で、もうこれで利用できますよということを行っているのです。その40事務、1つの

事務でこの事務、例えば児童手当をもらうときに住民票をもらいますという事務があるとしめます。それは、もう法律で決まっているのです。ただ、鴻巣市の場合はそのほかに、では税情報をもらうとか、違う生活保護をやっているかという情報をやっぱり一緒にもらう必要がある事務があるのです。それがこの別表に出ています。別表のほうは、40事務の中の8事務が法律で決められた書類をもらったりすること以外のものを定めているのです。その40事務の中の8事務、特別に違う書類をもらったりする事務があるというのがこの別表に8事務ありますよと。それも今までどおりにやれるように別表で定めているのです。

他の執行機関でこの別表の2のほうは、教育委員会がやる事務が、法律で決められた書類をもらうという事務があるのですけれども、それ以外に違うものを、ここでいうと税の情報であるとか住民情報をもらうのに、別表2のほうでは一番右側に特定個人情報というのを地方税関係の情報、これ税情報です。所得だとかいう情報ですね。それと住民票関係の情報、これを法律で決められた書類以外にももらうのですよ、それを今回も今までどおり利用できるようにしますよというふうに定めているのです。

（金澤）確認なのですが、そうすると現状の法律で決められたものについて、40事務のほかに、この8つと1つが必要ですよという形になるわけですね。そうすると、今後法律等で、例えば金融関係とか、そういうものでもナンバー制度を導入するとかいうふうになると、この事務範囲というのは広がる可能性はあるのですか。いわゆる法律が新たに加えられた場合に、事務の範囲というのが当然広がるわけですよ。そうすると、では今あるこの事務だけでは足りなくなってしまうので、もうちょっとふやすということになるようになってしまうかどうか。

（総合政策課長）まず、98事務というのが番号法で別表のほうに定められていますと言っていて、その法律が変わるのでしたら、うちのほうの条例は何も変わることはないです。ただ、その中の40が、今市がやっているのですけれども、その40の基本的な事務以外のプラスアルファの部分がふえたときにはこの別表を改正することになります。この

別表に追加していくなりということになります。

以上です。

(金澤) それと、文言の確認なのですが、89条の第4条の2と3等にただし書きが書いてあるのです。4条の2番の上から3段目、「ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用してほかの個人番号利用事務実施者から該当特定個人情報の提供を受けることができる場合はこの限りでない」というふうにあるのですが、これはどういうことができる。文章で書いてあるからわかりづらいのだけれども。

(総務課長) これにつきましては、先ほどご説明させていただきました市の内部で特定個人情報を保有していても、他の市町村から特定個人情報の提供を受ける場合は、国の情報提供ネットワークを利用するものとただし書きで規定しています。番号法の趣旨は、特定個人番号を誰がどういうふうにご利用したかを明らかにすること。情報ネットワークシステムの中にはマイナポータルというシステムがありまして、そのマイナポータルによって、例えば私の個人情報がどこの市町村でどういうふうにご利用されたかという履歴を持つことができるのです。なので、特定個人情報の利用を明らかにするために、市の内部の情報を利用しないで、情報提供ネットワークを利用しなさいというものだからです。

以上です。

(金澤) そうすると、利用事務実施者というのがありますよね、ここに。個人番号利用事務実施者からとありますけれども、この事務実施者というのはどういう立場というか、どういう人なのですか。

(総務課長) これにつきましては、済みません、ちょっと言葉があれなのですが、いわゆる鴻巣市であったり、北本市であったり、他の市町村のことを指しております。

(金澤) 要は個々ではなくて、団体のことを言っているのですか。

(総務課長) そうです。お見込みのとおりです。

(金澤) こんなことを繰り返してもあれなのですが、この間情報の流出というのが出ましたよね。多分私なんかも会社なんかで銀行なんかで見ると、特定に送信する分と全体で送信する分とかというのが多分

ボタンであるのだと思うのです。よく間違いというのは当然あると思うのですが、特定の場面には自分が押せばオーケーだけれども、例えば全体に送る場合にはダブルチェックというので、1つ押しても送信できないと。もう一度確認しろとかというシステムというのがあるのに対して、それで例えば上司の・・・カードでオーケーだよというのをもらってからでないで送れないとか、そういうシステムというのがあるのだけれども、このシステムにはそういうのはないのですか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) ただいまの件は、国保年金課におきます後期高齢者医療事務に係ります広域連合と市との間の専用線における事故という形になっております。ただいまシステム的にダブルチェック、要は確認を求められて、それで内容を確認した上でオーケーであれば、本来であれば実行するという形がシステムのエラーチェックに該当すると思います。ただ、今回の件は専用線、要するに1対1の関係、あるいは1対複数で限られた63市町村及び広域連合という64の団体間のみで使っている専用線における通信のやり方になっています。本来であれば、本番運用であれば、今おっしゃったようなダブルチェック機能でシステムの中で連携がされるものですが、今回は本番前のテスト環境におけるデータの送信という形になっておりました。そのときにまだ本番環境が完全に整っておりませんので、データの連携をメールに近いような機能をもって送受信を行ったと。その場合に、本来であれば広域連合だけに送るべきところを、過って全構成市町村63プラス1、合計で64の団体になりますけれども、そちらのほうにデータを送信してしまったというのが今回の件になりますので、そういう意味ではまだシステム運用の前のテスト段階におけるデータの誤送信というのが今回の実態でございます。

(金澤) そうすると、実際のデータ送信のときに、全域に送信するとか云々前のダブルチェックというのは、実際具体的にどういう形にしているのですか。例えば担当者が押すのだけれども、できました、自分が押すといっても多分送信できない。上司のカードリーダーか何かあって、それを通して上司に押してもらおうとか、いろいろな方法はあると思うの

ですけれども、具体的にダブルチェックは、ではどういうふうな形でやっている。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）ダブルチェックという意味でいきますと、まずそもそも国なり県なり、今回広域連合ですけれども、そちらからデータの送信の依頼が当然ございます。それに基づきましてデータの切り出し作業等々を起案決裁という形で行います。その形の結果ででき上がったデータにつきましては、システムの的に内部に取り込みをしまして、その後にはIDとパスワードを、限られた権限がその職員に付与されておりますので、その権限に基づいてそのデータを専用のシステムから送信をするというような形でセキュリティーを担保しつつ、なおかつ持ち出しについては事前に確認をとるという形をとっております。

（坂本）今の関連でちょっと聞きたいのですけれども、この間の誤送信で鴻巣から出すのが全部行ってしまったというが、今64のところに行ったというけれども、64というのは63プラス1ではなく、全部並行に、同じに並んでいるものなのですか。64という1つの・・・そっちの本部のほうか、そっちと各市町村が同じ立場のところにあるのですか。そうではなく、それは別なのか。63プラスもう一つ、例えば別な形で1つあるのかという、その流れという。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）基本的には埼玉県内の広域連合組合、こちらを基本といたしまして、そこに対して県内の市町村、数が63市町村ございますが、そちらがつながっていると。本来であれば、広域連合とそれぞれの1団体ずつが本来はシステム間で専用のシステムの中でやりとりをするということでございます。ただ、専用線ですので、一応つながっていることから、他の市町村に対しても連絡という意味での通信が行える環境になっておりますので、今回その行える環境の中でデータを送ってしまったということになっております。本来であれば1対1。その1対1というのは、鴻巣市であれば鴻巣市と広域連合だけが本来はシステムの的にデータの授受をやっているという形になります。

(坂本) システムはそれで大体わかったのだけれども、要するに市町村同士のそういう横のつながりというか、そういうこともあり得るのですか。この今回の事務に関しては広域連合が中心で、全部そこへ一回やって、そこから必要であれば各ほかの市町村のところに流れていく、それとも直接鴻巣からほかの市町村までも流すこともあるのかということ、その辺どうなのでしょう。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) システム的にはあり得ないようなつくりになってございますので、他の市町村に情報がシステムの的に漏れるということはありません。

(諏訪) 同じくシステムのことでお伺いしたいと思います。40事務を行う各担当なのですけれども、この情報ネットワークシステムを使うパーソナルコンピュータになりますでしょうか、端末は何台ぐらいあって、実際にそこに携わる担当者というのは何人ぐらいになるのでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今回国の中間サーバーを通しまして、今先ほどから出ております情報提供ネットワークのほうにアクセスをするというのが今回のマイナンバーのデータのやりとりになります。その中で、市のほうでは統合宛名システムというシステムを導入いたしました。その専用の端末が今たしか5台(P.17「8台」に発言訂正)程度だったかと思うのですけれども、そちらを用意をしまして、実際には税の関連部署、あるいは市民課及び福祉関連、そういった番号を取り扱うことが可能な部署の職員がIDとパスワードを使って認証しまして、そこからアクセスをするというような形をとる予定でございます。

(諏訪) 5台の端末を担当される方々が、それぞれにお使いになるということなのですけれども、何人ぐらい、1台につき、例えば税の関係でしたら担当者は何人がその端末にアクセスできるようなアクセス権があるのか伺いたいと思います。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今のところ、まだ運用が実は開始されておられません。ですので、まだ誰に、

特定の者だけ限定するのか、あるいはその課の職員全員にIDとパスワードを振り分けてやるのかというところの運用につきましては未確定でございますので、お答えがちょっとできない状態でございます。

（諏訪） いろいろ運用に関しての内容を深める予定ですか。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長） 28年1月から実際には番号法が施行されまして、収集等々が始まる、利用が始まるわけでございますけれども、実際の国、市以外との連携につきましては、28年7月から連携のテストが開始されます。また、実際には29年1月に国の連携、29年7月から市町村間の連携ということで本格的な連携が始まるわけですが、28年になりましてから実際には統合端末を使った情報の連携、そちらのほうが始まっておりますので、当然その前後にそのような形で運用が開始されるものと考えています。

（諏訪） 今回のマイナンバー制は行政の担当者の方々の事務の軽減化ということと、あと利用される市民の方々の窓口でのいろいろな手続の煩雑さを要するに緩和していくというのが目的だというふうに言われているのですが、行政側のほうでこのマイナンバー制になるに当たってどのぐらい事務の効率化が図れるのかお伺いします。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長） 事務の効率化ということでございますけれども、今までは書面等々で住民の方から実際には紙ベースで提供を受けて、それを例えばデータを入力する等々でシステムに取り込むというような作業が発生しておりましたけれども、今回は電子データということで連携が図れるようになりますので、基本的にそれを職員が手で入力するですとかという作業が減りますので、そういった意味での事務の効率化というのは図られるものと考えています。

（川崎） 先に全協でテストデータの誤送信ということがあった旨報告いただいているわけなのですが、同じような広域連合でのテストというようなことが今後予定されているのかどうかについてまずお伺いいたします。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長） 原

課が、対象課が国保年金課ということで、詳細は私どもちょっと把握しかねてはいるところですが、今回の事件を受けまして、実際のデータのやりとりにつきましてもメールのような機能を使って、実際には他の市町村にも送れるような機能があったということが実は問題視されています。それは市のほうでも当然認識をしておりますし、広域連合のほうでもそれはそのような同様の認識をいただいているところです。ですので、今回のような1対nで、要は複数に送ってしまうような環境にならないような運用を広域連合のほうでも検討しているというようなお答えをいただいているということを原課のほうから聞いておりますので、実際に恐らくデータの連携というのは本番に向けて行われるものだと思いますが、その連携においてはこのような、要は他に送ってはいけないほかの市町村に送るといようなことが起こらないような運用を今検討していると原課あるいは広域連合のほうから話をいただいているというふうに聞いております。

以上です。

(川崎) ちょっと今お伺いしましたのが、今後ほかの面で、今回のことではなくて、例えば県央でありますですか、そういう広域課のところですか、さまざまな形でのテストデータのやりとりということが今後また予定されると考えているのかどうか、その可能性についてお伺いしました。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) データの連携につきましても、基本的に先ほど来出ております情報提供ネットワークを介しまして専用線を使って市のほうから出ていくというような連携のテストが想定されております。広域連合とのデータのやりとりというのは今のところ後期が基本的にあるというぐらいで、実際にはない、基本的にはないというふうに考えております。

以上でございます。

(川崎) そうしましたら、こういう事務の手續の話になりますと、どんどん、どんどん専門化していくわけなのですけれども、そもそもというところにまた戻っていただきまして、28年1月からいよいよスタートす

るわけなのですが、やはりこのメリット、マイナンバーになることによつての、当然事務の効率化ということも先ほど諏訪委員のほうからもお話がありましたけれども、その事務の効率化とあわせて、やはり利用者にとってのメリットということ、この辺の周知ということがこれから非常に大事になってくるのかなというふうに思います。新しいことが始まるというときには不安が先に立ちまして、どうしても情報漏えいしてしまうのではないとか、いろいろな不安があるわけでございます。暗号化になっているから大丈夫なのですよなんていうお話をしながらいるわけなのですけれども、その辺につきまして、いよいよスタートするに当たって、このマイナンバー制度の開始に向けて、改めて利用者にとってのメリット、そしてまた不安を払拭する意味で、どのようなことに最大限気をつけていくのかということをお話していただきたいというふうに思います。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）不幸にして今回情報が他の市町村に、実際には見られることのない形式で送られてはいたのですけれども、実際には誤送信を発生させてしまいました。今回は国、県の指導、助言をいただきながら、今後の再発防止策ということで至急セキュリティー委員会を開催いたしまして、対策を今検討しているところでございます。短期的には今月の早いうちに担当部課長以上の者を集めまして、セキュリティーの対策について指揮監督の徹底、そういったものを具体的に指示をすることで予定をしております。また、全職員に対しましても、年が明けました1月早々にセキュリティーに対する注意喚起等々の指導をする全員説明会、これを予定しております。また、国、県にもそういった旨の再発防止を行う旨をまた報告することを予定しておりますので、今後二度とこのようなことが起こらないような体制の強化に全職員を挙げて取り組むということで今検討しているところでございます。

（ちょっと休憩いいですかの声あり）

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時26分）



(開議 午前9時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 済みません。メリットの件につきましては、国も盛んにマスコミ等々を使っているいろんな宣伝をしているところだと思います。電子化をすることによって、直接足を向けなくてもいろんな手続が行える、あるいはセキュリティーについてもマイナポータルを通して情報開示ができるといったことで、かなり安全安心だということをPRしておりますので、市におきましても継続的に広報、ホームページでお知らせはしているところですが、引き続き安全性とメリット、これを市民の皆さんに積極的にPRをしていきたいというふうに考えております。

(矢部) ちょっとこれには関係ないかなと思うのですが、ナンバー制のあれというのは市長宛てでもってみんな各家庭に送りましたよね。それに対して今報道等でもって郵便局が配って、鴻巣市では全体ではもう出し終わって、郵便局に戻ってきているとかなんとかって、把握というか、そういうあれというのは市とのあれというのはあるのですか。わからないのですか。

(企画部長) 現在市民課のほうでやっております、確かに2,000通を超している枚数が返送になっているという話は聞いておりますけれども…

(戻ってきちゃっているんだの声あり)

(企画部長) はい。1週間郵便局の預かった中で、とりに行かないと市のほうへ戻ってくる。これがまた国のほうへ戻すというような形になってまいりますので…

(矢部) これふえる可能性というのはまだあるのですか。

(企画部長) 市民課のほうで把握してはおりますけれども、基本的には11月末で鴻巣市内は配付は終えたというような報告が上がっていますので、それからもう1週間、12月7日を過ぎていきますので、ほぼ返ってきているのかなというふうに思います。ですので、枚数がまだまだどんどん、

どんどんふえるというわけではないです。ただ、その後にも何か送付する方が何人かはいらっしゃるということなので、若干はふえてくるかとは思いますが、今把握している枚数なのかなと。3,000はいってなかったと思うのですけれども、2,000台だったと思うのですけれども。

(矢部) 課がちょっと違うからわからないと思うのですけれども、でも今後戻ってきた分の対策というか、そういうあれというのはどのような、課が違っている、聞いてもあれなのですけれども、でも企画部とか総務部というのは大体把握ができるのかなと思うのだけれども。

(企画部長) 1月1日から、実際には1月の中旬ぐらいから鴻巣市のほうは今度はカードの交換というか交付をしますので、そうするとやはり先ほど来からも質問ありましたけれども、実際にカードを手にする方もいらっしゃいますし、また利用が始まってくると、何で自分は持っていないのだろうか、いろんな形でやっぱりだんだん、だんだん浸透していくのかなと思いますので、そういった形で手続をとられていない方に関しても当然一定の期間の中でまた周知をしたり、やっていかざるを得ないだろうなと思います。

ただ、制度上やはり、今回の条例もそうですけれども、動き出さないと実感として何なのかというのがなかなかわからないかなと思うのです。ですから、特に高齢者の方とかひとり住まいの方で難しい書類が送られてきてもよくわからないというのが実態なのかなというふうに思っています。ですので、そこら辺のほうに関しましても、これからも国からの、国を挙げてのそういったまだ交換されていない方であったりとか届いていない方、申請されていない方、当然周知が始まるとしますので、それに即して市のほうも対応していきたいというふうに考えています。

(矢部) 市民は、やっぱり新しい制度で、先ほど川崎委員が言ったように不安がまず第一のあれでもって、これで個人番号というのと、何でも全部わかるのではないかという、そういう不安があるので、そういう点を理解してもらうには随分難しい点があるのかなと思うのだけれども、だからその点を、いろいろと執行部も大変かなと思いますけれども、そういう点をやっぱりよく説明しての、そうすれば番号制が皆さんに行き渡

るのではないかなと思うのだけれども、よろしくお願いします。

(委員長) ほかに聞きそびれたとかいうのはございませんね。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 反対の立場でご意見させてください。

マイナンバー制度そのものが、個人情報をお官民で使うということ自体で漏えいの危険性が非常に高まると思っています。要するに自治体だけが管理をするわけではなく、それを民間も当然使うわけですよ。例えば仕事をされているところの企業のほうの事務手続上、税の関係で使うわけなので、漏えいの危険性が非常に高まるということと、それに伴って、本来であればプライバシーの保護というのは憲法で保障されている権利です。むやみに知られないようにする必要があるので、マイナンバー制度そのものに私は反対をしているのです。

マイナンバー制の導入にかかわる初期費用というのを国では当初3,000億円というふうに言われて、年間経費も300億円、民間事業者のいろいろなそういうシステムを導入しなければならないようなところを含めると、1兆円規模を言われております。そこに税金が投入されるということと、あとは行政効果については先ほど非常に事務の効率化が図れるようなお話だったのですけれども、実際に例えば税金を徴収するに当たって、国の試算では税収の増が2,400億円高まると説明されているのですけれども、その算出方法というのが個人番号制導入で手のあいた職員1,900人が徴収に回って、1人当たり約1.3億円徴収額がふえるという机上の試算にすぎないというふうに言われています。

また、利用する市民のほうでも、先ほども2,000通が戻っているということですか、2,000世帯の方々が受け取れていないわけです。自分の番号を知らないということになるのですが、例えば施設に入所している方、それからひとり暮らしの高齢者の場合などは、誰がこの番号を管理すればいいのか難しいと言われております。

先日ひとり暮らしをしている視覚障がい者の方から、番号を自分で見れ

ないと、点字が入っていませんので番号が見れない。誰に教えてもらったらいいのか、自分の番号を誰かに見てもらわなければならないという、そういった困ったような声も聞かれています。そしてまた、DVなどで住所地に住んでいない方は、事前に連絡があればそこに送るというふうにはなっていました。非常に9月いっぱいというような制限の中で、マイナンバー制度そのものが周知されていない中で、余り浸透されていない中で手続きできていない方もいらっしゃると思います。

そういった意味で、マイナンバー制そのものに反対をする立場から、今回のこの条例の案に反対をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第89号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) おはようございます。

それでは、議案の提案説明を申し上げます。これは、現在議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の特別職などが公務上や通勤途中に負傷した場合など一定の条件のもとに、本条例に基づき傷病補償年金や障害補償年金などを受給することができますが、この場合に厚生年金保険法に基づく障害厚生年金や国民年金法に基づく障害基礎年金などの他の法令による年金が支給されているときは、附則の第5条により、本条例に基づく支給額を満額支給するのではなく、一定の率を掛けて調整する規

定が設けられています。今回被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法が本年10月1日に施行されたことに伴い、公務員も厚生年金制度に加入し、厚生年金制度に統一することになりますが、共済年金を受給している人などは引き続き共済年金を受給するなどの経過措置があることから改正するものでございます。御審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) 1点だけ確認をさせていただきます。先ほどの議案第90号の市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例というところで、今ご説明のところ、共済年金もいわゆる厚生年金に統一するという中で一定の利率を下げますよという説明がございました。これ、なぜこうしなくてはいけないのかというところがちょっとわからないのです。要は従来のもでもいいのではないかと。それが、料率が例えば傷病補償年金だと0.73とか、点数が下がっていくではないですか。この下げた内容というか、理由というか、その辺を。共済のほうが数字が、同じレベルにしてしまうと支給額がふえてしまうとかいうので下げたとか、そういう何か理由があると思うのですけれども、その辺だけひとつお聞かせください。

(職員課長) これ先ほどご説明申し上げましたけれども、厚生年金保険法のほうでも会社に勤めている方はそちらでも補償が、年金が支給されますよと。プラスこちらの条例でも年金が支給されますよと。平均しますと倍になるといいますか、ふえるということで、その分今回はこちらの条例のほうで議員さんとかは調整させていただくというような規定になっています。

(金澤) そうすると、今までの共済年金と厚生年金の水準を合わせたという解釈でいいのですか。違う。そうでもないのかな。

(職員課長) 我々の公務員は共済年金で、今後今厚生年金に統一されるということで、そちらにつきましては徐々に率が上がっていきまして、厚生年金の率と同じようになるのですけれども、こちらの条例のほうに

つきましては、先ほどのちょっと繰り返しのようになりますけれども、議員さんなどが会社に勤めていて厚生年金を障がいを持ったときに受けると。それプラス条例でも非常勤の特別職ということで年金を支給するという、二重になるということからこの率を掛けているということになります。

(諏訪) この給付の率が下がったところはどこですか。みんな下がっているのでしょうか。この一覧表を見てもよくわからないのです。お願いします。

(職員課長) 条例に基づきます支給率は下がっておりません。改正前と改正後で率は特に変更はございません。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時44分)



(開議 午前10時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第89号の中で執行部から答弁を訂正したいという申し出がございましたので、これを認めます。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 済みません。先ほど諏訪委員さんのご質問の中で、統合端末の台数というところがあったかと思うのですが、私のほうで大体5台ぐらいというふうにお答えさせていただきましたが、正確には8台ということで確認がとれましたので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。以上になります。

(委員長) ただいま情報システム課長より訂正がございました。この点についてはご了解を願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第91号 鴻巣市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、議案第91号について説明申し上げます。これは、先ほどの議案第90号と同様、平成27年10月1日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法が施行され、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、本条例で規定してある特定警察職員等の定義が地方公務員等共済組合法から削除され、厚生年金保険法で規定されたことから改正を行うものです。ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢部) 皆さんが、これ関連が一番あるのかなと思うのですが、今まで払っていた共済組合で、これで厚生年金になったら、この金額というか、差額というか、そういうあれというのはどのくらいの差額が出てきているのか。

(職員課長) 差額といいますか、今まで積み立ててきていた分はそのまま厚生年金に引き継がれまして、同様に支給されることになっております。特にここで金額が減るとか、ふえるとか、そういったことはござい

ません。

(矢部) では、今掛けている共済組合と、今度厚生年金を掛ける件というか、そのほうは。差額というか、それは減るのか、ふえるのか。減ると思うのだけれども。

(職員課長) これは、共済年金が厚生年金に統一されることに伴いまして、平成30年度までに段階的に率が引き上げになっておりますので、職員の負担と申しますか掛金も、市の負担金もだんだんと上がっていく予定になっております。

(委員長) ほかにございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑がないということですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第91号 鴻巣市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(金澤) 暫時休憩願います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時14分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を求めます。質疑ございますか。

(諏訪) 債務負担行為補正で2点お伺いします。

データパンチ業務委託ですけれども、この入力にかかわる内訳、例えば何人ぐらいを予定しているとか、1社なのか、2社なのかというようなことも含めて内訳をお伺いします。

もう一つは、追加の……

(委員長) 一個一個でいいよ。

答弁を求めます。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今回予定をしております内容でございますけれども、資産税課の償却資産データや福祉課あるいはこども未来課の医療費に関するデータ、それと健康づくり課の各種予防接種や健診結果のデータなどを取り込む予定しております。

あと、件数ですけれども、大体の概算の数値……

(諏訪) 件数ではなくて、そこにかかわる外注業者さんの人数だとか日程、日数ですか、等の内訳。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 一応1年間の契約を予定しておりますので、通年でそれぞれ健診の時期ですとか、医療費のデータの申請書だとか、そういったものが都度出ております。そのタイミングに合わせてということですので、いつというよりは原課さん、事業課の事業のスケジュールによってデータが上がってきますので、その時期に市役所の内部で、現時点で2名程度のパンチを打つ業者の委託人がいるのですけれども、そちらのほうで作業をしております。

(諏訪) 1年間入力する方々が常時来ていらっしゃるのですか、それと

も集中するときだけ来ていただいて入力作業にかかわるのか。この724万5,000円のもととなる明細といいますか、内訳をいただきたいと思うのですが。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 業務委託としましては、市役所の内部の事務所を提供しまして、基本的には1名プラスもう一名、最大で2名程度を想定はしておりますけれども、繁忙期等々もございまして、その場合には3名だったりとか、逆にデータの入力が必要ないときには1名だったりということで、基本的には常駐する形の中でパンチを打っているというのが現実です。

(諏訪) この724万5,000円が適正な数字なのかがちょっとわかりにくいのですが、例えば時間数掛ける延べ時間ですか、単価掛ける延べ時間数ということのような内訳はありませんか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) データの件数につきましては、おおむね年間では18万弱ぐらいのデータの件数としては想定しています。実際のデータの中身につきましても、例えば個人の名前だったりとか住所だったり、あるいは生年月日といったデータがあるのですけれども、その項目自体には例えば1件につき0.2円だったりとか1円だったりとかというような単価的なものはございしますが、そういったもの大体過去の63年から実際にデータパンチをお願いをしているのですけれども、そういった中で年間では大体約724万5,000円程度ということで毎年契約をしてやってきたところでございます。

(諏訪) では、別のよろしいですか。追加のところの民間保育所の施設の整備なのですけれども、これによって現在待機児童が……ごめんなさい、6ページです。地方債の補正のところでは先ほど認定こども園の追加ということで伺っていますけれども、この認定こども園を2つ追加することによって、現在待機児童が何人かいるかと思うのですが、その待機児童が解消される見込みがあるのかどうか伺いたいと思います。

(委員長) これは文教福祉になりますね。

(諏訪) 済みません。では、以上です。

(委員長) いいですか。

(諏訪) はい。

(何事か声あり)

(委員長) 諏訪委員、いいですか。

(諏訪) 歳出のほうで質問すべきというふうに言われたので、この市債のところでもよろしいのでしょうか。民生費。

(委員長) どこでもいいけれども、さっきみたいな質問はできないよ。さっきの質問は、あれは文教福祉になってしまうからね。

(諏訪) はい。では、結構です。済みません。

(川崎) それでは、13ページの財政調整基金繰入金につきまして、説明の中で歳入調整によりということでの金額とされております1億2,000万ということで、この辺についてもう少し詳しく答弁していただきたいと思います。

(財政課長) 財政調整基金のほうにつきましては、今回の補正で歳入歳出増減があるわけなのですけれども、その中で足りない部分というか、不足額を補うために財政調整基金の繰り入れを行うと。今回1億2,000万円を繰り入れたということでございます。

(川崎) では次、14ページのところなのですが、市債のところでは民間保育所施設整備事業債2,530万のことなのですが、馬室と松原が認定こども園にするということなのですが、これはそれぞれの内訳というのでしょうか、馬室に対して幾つとか、そういうのは。

(何事か声あり)

(川崎) そうです。はい、2カ所。その割合について聞かせていただきたいと思います。

(企画部長) 休憩を……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時27分)

(開議 午前10時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) そうしましたらば、この民間保育所施設整備事業債とはどのよ

うなものかということについてお伺いをいたします。

(財政課長) 今回担当課のほうより認定こども園の関係で国の補助なりがつくわけなのですけれども、当然市のほうの負担もございましてけれども、市の負担分につきまして起債を起こして歳入を見込むと。事業費といたしましては、まむろ幼稚園と鴻巣松原幼稚園のほうの事業費と。種類によって違うのですけれども、国、県の補助金が3分の2、2分の1という、それぞれあるのですけれども、あと事業者負担も当然ございまして。その残った分は市の負担分として出てくるわけなのですけれども、その実質の市の負担分について地方債を起こしまして、補助の財源とするということで今回の地方債補正の追加としております。

以上です。

(川崎) よくわかりました。

続きまして、15ページのところなのですけれども、ふるさと納税促進事業で340万円、この内容につきましては記念品をいろいろふやしたというようにお話がありました。寄附についてどのぐらいの寄附があったのかということをもまず1点お聞きしますのと、それとこれから、どこでもうちのほうにいっぱいしてもらいたいということで、プレゼント攻勢がどんどん、どんどん高まっていってしまうのだと思うのですけれども、ちょっとその辺のところについての考え方、今後またこれを増大させていくのか、その辺についての考え方について伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時30分)



(開議 午前10時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(総合政策課長) ふるさと納税、随時入ってきているので、今11月15日にちょっと締めた情報ですと、件数は545件です。寄附額が704万5,000円、常時ちょっと変わっていますので、そういうことになっております。

今回の補正予算というのはその記念品代が、昨年でいうと寄附額80万ぐ

らいしかなかったという中で、ちょっと足りないなということで、当初60万だったのですけれども、340万を追加させてもらったものです。

というのは、去年は記念品がこうのとり伝説米だけだったのですけれども、ことしは梨をふやし、花をふやし、柿をふやし、また大きなひな人形等をふやしましたので、趣旨がふるさとに納税するということの趣旨から記念品を希望するというほうの方向にちょっと動いているのでしょうか、記念品をそれぞれ・・・ところというのはかなりふえているような状況があります。それと、6月にクレジットカードで納税ができるというようなことも入れております。また、ことしは去年に比べて納税額が倍にふえたというような税制のほうの改善もありましたので、ふえたのではないかなと思います。

今後の予定ですけれども、市の特産物というものをもう少しどんどん、ことしは梨、柿、花とかというのを、コチョウランであるとか、ポインセチアだとか、シクラメン等もふやしていますので、来年はもう少しもっと大きなものがふやせるのかと今検討しております。例えばもう少し高い人形を入れてみるとか、そんなことでちょっと創意工夫をしながら記念品のほうをふやして、来年もぜひこのふるさと納税をふやしていきたいと思っております。

以上です。

（金澤）財政調整基金の繰り入れ、1億2,000万繰り入れましたということなのですが、これ繰り入れ後の残高というのは確認どのくらいになるか、まず。

（財政課長）現在の段階で、この12月補正で1億2,000万を入れまして、全体の財調の残高でよろしいのですか。

（はい、そうですの声あり）

（財政課長）約26億5,000万ほどになります。

以上です。

（金澤）財調の残高が26億5,000万というところでわかりましたが、財政調整基金、結局市の財政の中で不足分のときに補うという金額というふうに私は解釈しているのですが、一方これからは今までの合併特例債等

の返済等も当然あるので、減債基金というのもこれから積み立てていかななくてはならないと、これは大きな鴻巣市の命題だと思うのですが、財調と減債基金、この辺のバランスをどういうふうにとるかというのはどういうふうにお考えになっているか確認したいのですが。

（財政課長）財政調整基金のほうにつきましては、もう当然市の全体の予算編成する上で重要な基金であります。この辺は財調につきましては適正規模とか、その辺は一般的に標準財政規模の5%から10%ぐらいが適正かなと。これ明文化されていないのですけれども、そのような状況であります。そうしますと、市の標準財政規模が230億程度なものですから、その5%から10%となりますと、やっぱりその間を一応キープはしたいと思っております。それを割り込みますと、なかなか難しいかなと思っております。

減債基金のほうにつきましては、これから公債費のほうで、答弁をさせてもらいましたけれども、伸びていくと。これ23年度から計画的に2億円ずつ、これがちょっと大きいのか小さいのかというのもあると思うのですけれども、それはこれから今後積み立てできるときは積み立てていくような計画をしております。来年度予算についても、予算の編成の中でその辺は積んでいきたいと思っております。今年度の予定としては、27年度末で一応12億の残高が見込まれるかなと思っております。

以上です。

（金澤）14ページの市債について、質問がしづらいのですが、ちょっと確認します。民生費の民間保育所施設整備事業債、これはご説明ですとまむろと松原幼稚園の認定こども園の市債で発行するというございます。今政府のほうではまち・ひと・しごと創生法ということで、地方版総合戦略の人口減少対策、その辺の保育と子育てというところの取り組みを考えておるわけですが、民間保育施設整備事業債というのは今後やっぱりふえる可能性が見込めるかどうか、見込まざるを得なくなってしまうか、その辺はいかがですか。

（財政課長）この辺につきましては、今言ったように民間の幼稚園なりがそういう申請をして、認定こども園のほうの移行ということなもので

すから、行政側からどう進めていくかというのはちょっとわかりかねますけれども、新聞等の報道によりますと、認定こども園にかなり力を入れているような報道もございます。その辺そういう要望なり認定がなれば、当然市のほうの負担分というか、その辺もなってくると思います。それにはそれなりの対処はしていくことになろうかなと思っております。

以上です。

（金澤）そうすると、今のご答弁等で認定こども園というのは当初は1つ目の認定こども園の申し込みをしたら、もうかなり申し込みがすごかったということで、これからも恐らくこのまむろ、松原幼稚園の認定こども園やっても、いわゆる申し込みニーズというのはふえるということだと思っておりますが、この事業債自体の……認定こども園を民間の保育園とか幼稚園がやりたいと言った場合には、条件さえ合えば大丈夫というか、いわゆるこの整備事業債は発行するというような形でいいのですか。

（委員長）答弁できますか。今文教に近いのだけれども。

答弁を求めます。

（企画部長）あくまで財政サイドであれば、事業課が事業を相手方と調整した中での結果を受けて、市の負担分ということで、その財源としての地方債になっていきますので、事業課がそういった事業を立ち上げてきて、財政のほうとの協議が調べば、当然この地方債というのがふえていくかなと思います。ただ、そのときに財源的に余裕があれば、何も地方債を借り入れる必要はありませんので、全体の予算の中でのことなのかなというふうに考えております。

以上です。

（金澤）もう一点、15ページの歳出の企画費のふるさと納税促進事業についてちょっとご説明をさせていただきます。先ほど川崎委員の質問に対して740万ぐらいお金がかかるという答弁をいただきましたが、ふるさと納税促進事業のふるさと納税ワンストップ特例制度というのが当然ありまして、寄附金を確定申告すれば翌年税控除ができるというようなお話でございます。よく今テレビ等でこの記念品を、こういうのがあります

よと全国の市町村で宣伝しているのです。さもお得感があるような形で、ぜひうちに納税してくださいというような勧誘をしているのですけれども、その中で、納税すれば翌年税額の控除申請をすれば、2,000円程度で済むのだというのを一生懸命説明しているのです。そうすると、今鴻巣は記念品として米、梨、柿とか、大きい金額だったらひな人形と言っているのですが、これを逆に品物をもっといいものというか、申し込みやすいものにするということで、このふるさと納税の金額が逆にどんどんふえたといった場合に、実際行政として記念品代も当然払いますよね、税額控除も入りますよね。そうすると、実際のメリットというか、実入りというか、行政側としてその辺は実際あるのかどうか。ふえても、ふえればそのメリット、いわゆる税金の収納が多くなる、またちょっと範疇が広がってしまうのだけれども、そういう解釈でいいのかどうか、ちょっと聞きたいのですけれども。

（総合政策課長）ふるさと納税は、収入によって控除額というのがそれぞれ決まっていますよね。2,000円の負担で、それ以外は控除される、納税したところ、自分のところの納税しているところは控除されるという制度です。実際にうちのほうが今回704万5,000円ということで納税されていますけれども、相当数がうちのほうからも実は出ていっているところがあるので、これは都会になればなるほど地方から来ている人、もしくは……変な言い方ですけれども、記念品がいいものがないので、例えば魚介類であるとかお肉だとかというのが、何か見るとかなりの人気なのです。片や何億円も納税されている市だとか町とかがあるのです。なので、鴻巣市でいうと、市民が外に納税している、もしくは市民でない方がうちにふるさと納税されていることの対比でいくと、去年でいうとたしか1,400万円ぐらい市から出ていて、80万ぐらいしか入ってきていないので、どちらかというと都会に属するところですので、その差額でいうと恐らく出ていっているほうが多いと思います。

その分を少しでも食いとめるといようなことで、納税のほうをうちのほうはやっているといようなことです。

（金澤）そうすると、今年度こうやって補正をして、記念品代で340万増

額したのですけれども、今年度の最終的には鴻巣市にとってふるさと納税というのはプラスになっているのか、マイナスになっているのか、大体予測はどうなるのですか。

（総合政策課長）12月で納税のほう締めがありますので、はっきりしませんけれども、間違いなくマイナスにはなっていると思います。

（坂本）1つ関連でお聞きしたいのですが、今言っただんな柿だとか梨だとかとありますけれども、それ幾らしたら何がいいとかと、そのランクをちょっと教えてもらいたい。

（総合政策課長）まず、5,000円の寄附でこのとり伝説米、それと川幅グルメセット、お煎餅だとかうどん、それとポインセチアになっています。1万円のほうは季節の花のギフト、寄せ植えです、花を寄せた。それと梨です。温室梨から始まって、通常の路地梨です。それと、次郎柿、ことしやりました柿です。それとシクラメンです。それと、2万円がコショウランです。コショウランというときにはちょっと安いほうになるのかなと思うのですけれども。それと、今回は花火のペアチケットを入れてあります。50万円が鴻巣びなです。実際は3割、4割ぐらいのものをしています。5,000円ですと2,000円から3,000円ぐらいのものです。鴻巣びなでいうと50万円で20万円から25万円ぐらい。今考えているのは、例えば100万円を寄附してもらって40万円ぐらいの鴻巣びなだとか。ちなみに、100万円のふるさと納税される方って年収が3,000万円ぐらいある方なのです。50万円の方も、控除されるのは2,000万円ぐらい年収がある方です。ですので、相当な高額者というのがいるので、もしかするとこの辺がぼこんと来ると、今回補正したやつでもちょっと間に合わなくなってしまうようなところもあるのですけれども、12月ということで、ここで最後に恐らく節税というようなことで、一気にまた納税される方がいるのかな。一つには、やっぱり普通ふだんの方はどうなのでしょう。そうはいっても何万円も出すのはなかなか大変なので、ボーナスの時期だとか、そんな時期に実はふえるのかなということなので、来年はそういう面では先行先行で予約がとれるような形で、今度は記念品も掲示していきたいなと思っています。

(矢部) 雑入で、自動車保険の1万5,000円ですが、これ年間どれだけの件数があるのか、ちょっとそれだけ。

(財政課長) 今回1万5,000円という補償なのですけれども、よく議会でも報告させてもらっているのですけれども、道路上での物損というか、タイヤが壊れたとかあるのですけれども、本当かなり件数的には、報告にもあるように数はふえているかなと思っております。今回もこの議会で2件のありましたが、タイヤホイールとかありました。

あと、あれは道路の保険のほうなのですけれども、今回のあれは個人の家のフェンスに接触してしまっ、財政のほうで入っています私有物件という、そちらのほうの補償でやっているのですけれども、年々やっぱりこの辺は道路上の関係もふえています。陥没のところをつまづいたりとかで対象になったりとかになっています。この辺は、その保険のあれが市民の皆さんにちょっと浸透しているのかなという状況はうちのほうでも把握はしているのですけれども、年々ふえています。ぐらいでよろしいでしょうか。

(矢部) 本市にも県道がありますが、県道でやった場合には県のほうにいくのだけれども、市のほうにもそういう影響というか、初めに来的場合もあるのか、ちょっと。県道でやった場合に、市道だと思っても、そういうあれが来る場合もあるのかなと思っているのだけれども、その対応というか、そういうあれというのは。

(財政課長) 当然道路課のほうで保険かけているのは市道が対象になっているのですけれども、その辺直接担当課のほうに話が行っているのかどうか、私のほうもちょっと把握はしていないのですけれども。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時49分)